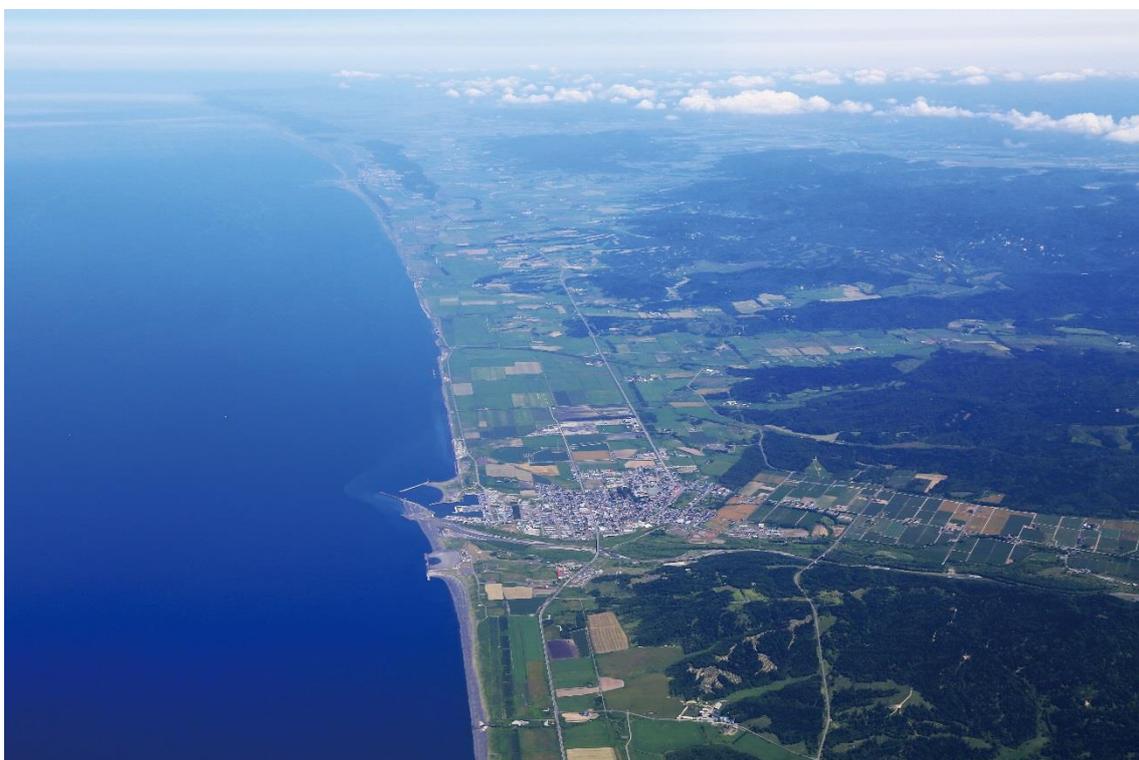


遠別町防災備蓄計画



平成26年 3月策定

令和 2年12月改訂

遠 別 町

目次

1	総則	1
(1)	本計画の位置づけ	
(2)	基本的な考え方	
(3)	行政備蓄の対象人口	
2	備蓄品目	5
(1)	食料	
(2)	生活必需品	
(3)	避難所資機材	
3	備蓄目標	6
(1)	食料	
(2)	生活必需品	
(3)	避難所資機材	
4	備蓄品計画	8
(1)	食料及び生活必需品	
(2)	避難所資機材	
5	備蓄品倉庫	9
(1)	備蓄品倉庫について	
(2)	備蓄品倉庫の体制	
6	家庭内備蓄の推進	9
7	流通在庫備蓄の推進	10

1 総則

(1) 本計画の位置づけ

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、地震の規模がマグニチュード9.0と日本観測史上最大の地震災害になりました。さらに、地震に伴う津波や福島第一原子力発電所の事故により、東北地方を中心に、多数の死者・行方不明者・避難者が生じるとともに、建築物の倒壊や各種ライフラインの寸断、道路や鉄道等の基盤施設の損壊など未曾有の大震災をもたらしました。

この東日本大震災の発生は、国・地方公共団体等の住宅耐震化整備、避難施設、防潮堤等の整備、食料・資機材の備蓄、ハザードマップの作成など、各種防災対策の推進に大きな教訓を与えることとなりました。また、全国の自治体では、防災対策の基本となる地域防災計画の見直しが進められています。

本町においても、津波避難計画の策定や海拔表示板の設置、緊急速報メールの導入等さまざまな減災ソフト対策に取り組み、平成26年度には地域防災計画の見直しを行い、令和2年度に地域防災計画を見直す予定です。

このような取り組みの一つとして、災害対策基本法に基づく遠別町地域防災計画に包括的に記載された備蓄体制の整備計画に基づき、その具体的な個別計画として「遠別町防災備蓄計画」を策定しております。

なお、本計画は今後新たな災害被害想定や国・北海道からの災害時備蓄指針等が示された場合には、必要に応じて、変更・修正等を行うこととします。

(2) 基本的な考え方

本計画における災害時の備蓄体制の構築については、①自助（自らの力で行う）、②共助（事業者や自主防災組織等が助け合う）、③公助（公的機関が支援を行う）の考え方により実施することとします。

また、備蓄体制については、町が行う行政備蓄をはじめとして、町民による平時からの家庭内備蓄の促進や、流通在庫備蓄等の考え方を踏まえ、町民と行政が一体となって備蓄体制の整備を推進することを基本とします。

上記の考え方に基づき、本計画においては、町が行う行政備蓄に関する計画について重点的に具体化するものであり、行政備蓄の整備に係る計画期間は、平成26年度から平成28年度までの3年間としておりましたが、引き続き行政備蓄の整備を行っていきます。

【参 考】

* 家庭内備蓄

家庭内備蓄とは、町民が自らの家庭内において3日以上以上の食料や飲料水の備蓄を行うなど、日頃から災害時に必要な物資を備えておくことをいいます。災害時には被災地域における流通機能が停止するなど、外部からの救援物資が届きにくい状態になることが想定されることから、各家庭における備蓄を促進していく必要があります。

* 流通在庫備蓄

流通在庫備蓄とは、地域の食料品店などの事業所等と町があらかじめ協定等を締結し、災害時に必要な物資（食料や生活必需品等）を調達することをいいます。この流通在庫備蓄を活用していくことによって、町全体の備蓄体制の構築に努めるとともに、平時から事業所等との協定書を積極的に締結することによって、円滑な物資の調達体制を確保していくことが必要です。

* 行政備蓄

行政備蓄とは、町が平時から行う食料等の備蓄をいいます。大規模な災害時には、家屋の倒壊、焼失等により、多数の避難者、負傷者が発生することが予想されることから、行政備蓄として平時から食料、生活必需品及び災害応急対策に必要な防災資機材等の備蓄を行うことが必要です。

(3) 行政備蓄の対象人口

行政備蓄の対象人口は、想定される最大規模の災害として、北海道から公表された北海道日本海沿岸に係る津波浸水予測に基づき作成した「遠別町津波避難計画」第2章1の津波浸水予想地域の想定人口（448世帯、922人）を行政備蓄の対象人口とし、そのほか町民全員に対する食料及び生活必需品の備蓄については、町が行う行政備蓄に加え、家庭内備蓄、流通在庫備蓄によって複合的かつ重層的に備蓄体制（表1）を整備していくこととします。

本計画においては、行政備蓄の対象人口の備蓄数量の算出を行うこととします。また、年齢区分別に必要な備蓄品については、表2の対象人数に基づき算出することとします。

表1

区 分	家庭内備蓄	流通在庫備蓄	行政備蓄	計
対象人口	1, 385人	256人	922人	2, 563人
割 合	54.0%	10.0%	36.0%	100%

表2（行政備蓄）

区 分	対象人数	備蓄品目
0歳	2人	粉ミルク、紙おむつ
1～2歳	8人	アルファ米等（おかゆ）、紙おむつ
3～69歳	586人	アルファ米等
70歳以上	259人	アルファ米等（おかゆ）
総対象人口	855人	飲料水、毛布・寝袋、座布団、タオル マスク
女性（10～55歳）	179人	生理用品
施設入所者	67人	紙おむつ

※ 構成割合は住民基本台帳（R2.10.1現在）及び特別養護老人ホーム入所者（R2.10.1現在）

【参 考】（遠別町津波避難計画 第2章）

1 ※津波浸水想定地域の想定

地区	世帯数	人口（人）	備考
汐見町	104	196	
錦町	120	228	
1区	132	247	
2区	83	158	
3区	1	2	本町1丁目
4区	2	6	本町4丁目、5丁目
文光町	2	5	
北浜	1	2	海岸線
北里	1	4	海岸線
富士見	1	5	海岸線
歌越	1	2	海岸線
友愛苑		67	町内外入所者
合計	448	922	

2. 備蓄品目

(1) 食料

食料については、日常生活の主食に近い米飯を中心とし、避難生活するにあたって必要と思われる次の物資を備蓄することとします。

品目	摘要
粉ミルク	乳幼児用として、アレルギー対応型の粉ミルクを備蓄します。
アルファ米等（おかゆ等）	幼児・高齢者用としておかゆを備蓄します。また、食物アレルギーの方等への対応については、アレルギー特定原材料を含まず摂取塩分が過多にならないよう、白かゆで対応することとします。
アルファ米等（五目飯等）	成人用として、栄養面でも優れている五目飯等を備蓄します。
飲料水	飲料用は、ペットボトル型の飲料水を備蓄します。
クラッカー・乾パン・クッキー	個々の食生活に対応するため、クラッカー・乾パン・クッキーを備蓄します。

(2) 生活必需品

生活必需品については、避難生活を行う際に必要と思われる次の物資を備蓄します。

毛布・寝袋・座布団	紙おむつ（高齢者用）
紙おむつ（乳幼児用）	生理用品
タオル	マスク

(3) 避難所資機材

避難所資機材については、各避難所において避難所生活や災害時の応急対策活動等、避難所運営等に必要と思われる防災資機材及び生活資機材を備蓄します。

灯油ストーブ（電気不要タイプ）	照明器
発電機	飲料水容器
懐中電灯	★防災ずきん
パーテーション（間仕切りテント）	折りたたみベッド（コット）
ダンボールベッド	エアーマット

3. 備蓄目標

(1) 食料

食料については922人の食糧供給対象人口に対し1日3食×3日間を基本とし、以下のとおり備蓄を行うこととします。

品目	対象	算出内容	数値目標	保存期間
粉ミルク	0歳	1回当たりの調乳量を240ml(粉換算30g)とし、1日5回×3日分として、1人当たり450gを備蓄	2人×30g×5回×3日 = 900g ≒ 1,600g (800g入:4缶) ≒ 3,200g	1年6ヶ月 ※出生状況で変動があるため、一定量を確保する。
アルファ米等 (おかゆ)	1~2歳	1人当たり3食×3日分を備蓄(1食あたり100g程度)	8人×3食×3日 = 72食 ≒ 100食	3~7年
アルファ米等 (五目飯等)	3~69歳	1人当たり3食×3日分を備蓄(1食あたり100g程度)	586人×3食×3日 = 5,274食 ≒ 5,300食	3~7年
アルファ米等 (おかゆ)	70歳以上	1人当たり3食×3日分を備蓄(1食あたり100g程度)	259人×3食×3日 = 2,331食 ≒ 2,400食	3~7年
飲料水	全員	1人当たり1日1ℓを備蓄	922人×1ℓ×3日 =2,766ℓ≒2,800ℓ (5,600本/500ml)	3~7年
クラッカー・乾パン・クッキー	全員	1人当たり2ヶ×3日分を備蓄	922人×2ヶ×3日 =5,532ヶ ≒5,600ヶ	3~7年

(2) 生活必需品

生活必需品については3日分以上を目標に、以下のとおり備蓄を行うこととします。

品目	対象	算出内容	数値目標
毛布・寝袋・座布団	全員	—	毛布 922 枚、寝袋 922 個 ≒各 930 枚
紙おむつ (乳幼児用)	0~2 歳	1 人当たり 1 パック(S サイズ 78 枚、M サイズ 63 枚 L サイズ 54 枚)を備蓄	10 人×2 パック=20 パック ※1 人 1 日当たり 8 枚を目安として約 7 日分相当
紙おむつ (高齢者用)	施設入所者	1 人当たり 1 パック(M サイズ 20 枚、L サイズ 17 枚)を備蓄	67 人×2 パック=134 パック≒ 140 パック ※1 人 1 日当たり 6 枚を目安として約 6 日分相当
生理用品	女性(10~55 歳)	1 人当たり 1 パック(30 枚)を目安として備蓄	179 人×2 パック= 358 パック ≒ 360 パック ※1 人 1 日当たり 8 枚を目安として約 7 日分相当
タオル	全員	1 人当たり 5 枚を備蓄	922 人×5 枚= 4,610 枚 ≒4,700 枚
マスク	全員	1 人当たり 1 日 1 パック (50 枚入り)	922 人×1 パック= 922 パック ≒950 パック

(3) 避難所資機材

資機材については、指定避難所5ヶ所の避難所開設を想定し、以下のとおり備蓄を行うこととします。

品目	算出内容	数値目標
灯油ストーブ（電池式）	4 避難所 28 台	28 台
発電機	4 避難所 9 台	9 台
照明器	4 避難所 18 台	18 台
懐中電灯	4 避難所 80 本	80 本
飲料水容器（ポリタンク:50用）	—	500 個
パーティション（間仕切りテント）	小学校倉庫	200 個
折りたたみベッド（コット）	小学校倉庫	300 個
ダンボールベッド	小学校倉庫	100 個
エアーマット	小学校倉庫	100 個
★防災ずきん（幼児センター・遠別小学校）	—	230 枚

4. 備蓄計画

(1) 食料及び生活必需品

食料及び生活必需品の備蓄は、平成26年度から3年間において整備を行ってききましたが、保存期限に達することから、今後の計画として、基本的に各年度の保存期限を考慮しながら、予算の範囲内でできるだけ均等に年次的に備蓄することとします。また、保存期間が1年を切った食料については、地域での避難訓練や自主防災組織の研修などで配布し、地域での活用に資することによって、防災意識の高揚を図ります。（備蓄購入計画表については、別紙のとおり。）

(2) 避難所資機材

避難所資機材の備蓄は、平成26年度から3年間において整備を行っておりますが、安心した避難所生活が送れるよう、更に感染症対策を考慮した資機材の整備を図っていきます。

（備蓄品購入計画表については、別紙のとおり）

5. 備蓄品倉庫

(1) 備蓄品倉庫の設置

指定避難所3ヶ所付近に年次計画で備蓄品倉庫を設置しております。

災害時、備蓄物資の供給対象者に対し、速やかに必要な物資が適宜配分できるよう、指定避難所等に分散して物資を配備し、災害時の物資配給の環境を整備しております。

(2) 備蓄品倉庫の体制

被害想定が本町地区に想定しているため、速やかに必要な物資が適宜配分できる体制を構築しております。

「食料及び生活必需品」及び「避難所資機材」

本町地区	<ul style="list-style-type: none">・遠別小学校備蓄品倉庫・北海道遠別農業高等学校備蓄品倉庫・幼児センター（遠別小学校）備蓄品倉庫・農業振興センター施設内・遠別小学校備蓄品倉庫（大型資機材）
------	---

6. 家庭内備蓄の推進

家庭内備蓄品の意義や必要性について、広報誌や自主防災組織等を通じて、町民に対して継続的に啓発を行ってきております。

家庭内備蓄の交付に際しては、3日分以上の食料や1人1日3ℓ以上の飲料水の備蓄を呼びかけていくとともに、災害発生時にすぐに取り出せる場所に保管するよう併せて呼びかけていきます。

※家庭で用意することが望ましいもの

○食料等

主食	アルファ米、レトルト食品、米、インスタント麺、ビスケット、クラッカーなど
主菜・副菜	缶詰（魚介類、肉類、野菜類、果物）、乾燥食品（ひじき、切干大根、干し椎茸、高野豆腐、わかめ、昆布など）、梅干し、漬け物など
汁物	スープ類（みそ汁、わかめスープなど）
調味料	砂糖、塩、みそ、しょうゆ、コンソメなど

嗜好品	あめ、チョコレート、スナック菓子、ふりかけなど
飲料水	ミネラルウォーター、お茶、スポーツドリンク、野菜ジュースなど

○資機材等

携帯ラジオ、懐中電灯、軍手、タオル、ウェットティッシュ、使い捨てカイロ、絆創膏、冷却シート、モバイルバッテリーなど

7. 流通在庫備蓄の推進

当町では、流通業界等の業者と協定を締結し、災害時に必要な物資を調達することとしています。今後は、コンビニエンスストアなどと協定を締結し、流通在庫備蓄が有効に機能する体制づくりを推進します。

【参 考】流通在庫備蓄に関する協定一覧

協定締結先	協定の内容
北海道コカ・コーラボトリング(株)	災害時における情報の発信及び在庫飲料の無料提供
天塩の国会議相互援助協力に関する協定（豊富町、幌延町、天塩町、中川町、遠別町）	災害時における応急措置及び復旧に必要な自治体間の相互援助協力

平成26年 3月策定
令和 2年12月改訂

遠別町防災備蓄計画

(遠別町総務課)